

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 由起会

# 社会福祉法人 由起会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人由起会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて評議員会、理事会、監事監査等に出席した場合に限り下記のとおり日当を支給する。

## 記

理事会及び評議員会等に出席した場合の日当

評議員	10,400円 / 回
理事	10,400円 / 回

監事が監査を実施した場合の日当

監事	10,400円 / 回
----	-------------

(職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等にたいしては、この規程に基づく報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、当法人の運営に必要と認められる研修等に出張するときは、「特別養護老人ホームゆずの里」旅費規程に基づき適用額を弁償する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。